

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

三重厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年7月10日までの期間について、申立人の船舶運営会における船員保険被保険者の資格喪失日は、同年7月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、100円とすることが必要である。また、当該期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年1月頃まで

私は、昭和19年3月に卒業後、直ちに陸軍船舶兵の軍属として徴用され、同年4月に海員養成所へ入所した。同年8月からA丸に乗船していたところ、翌20年にB半島の沖合で沈没した。その後は、乗り組む船が無く自宅待機を命ぜられ、自宅で終戦を迎えた。

終戦後も自宅待機が続き、昭和21年1月頃、A丸を所有していたC社を退職したが、退職時まで毎月月給で給料が支給されていたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA丸乗船から沈没までの状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、同船に係る船員保険被保険者名簿に記載されている同僚に照会したところ、「申立人とは海員養成所から一緒に、甲板員見習としてA丸が沈没するまで乗船していた。」と供述していることから、申立人は、厚生労働省社会・援護局が保管する陸軍徴用船名簿及び陸軍徴用船舶行動調書から確認できる同船が沈没した昭和20年7月*日まで乗船していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、昭和20年4月1日と記録されているところ、申立人の船員保険被保険者台帳及びA丸に係る船員保険被保険者名簿には、資格喪失日の記載が無く、同台帳の変更欄及び同名

簿の備考欄に「20.4.1」の記載が確認できる。

また、船員保険被保険者台帳によると、資格喪失日の記載が無い者が複数確認できる上、同台帳の変更欄に「20.4.1」の記載が確認でき、かつ、資格喪失日が確認できる複数の者の資格喪失日は、いずれも昭和20年4月1日より後の日付となっていることが確認できることから、申立人のA丸における船員保険被保険者の資格喪失日に係る社会保険事務所（当時）の記録管理は不適切であったと認められる。

さらに、申立人とA丸が沈没するまで一緒に乗船していた上記同僚は、同船沈没までの期間において、船員保険被保険者記録が継続している。

加えて、船舶運営会が作成した喪失船舶一覧表から、A丸は同会に管理されていた船舶であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の船舶運営会の管理下にあるC社のA丸におけるオンライン記録の船員保険被保険者資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められず、事業主は、昭和20年7月10日に申立人に係る船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和20年4月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳における同年4月の変更記録から、100円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、A丸は、昭和19年8月2日から20年7月10日までの期間について同該当船舶であることが確認できることから、同年4月1日から同年7月10日までの期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和20年7月10日から21年1月頃までの期間について、申立人は、A丸が沈没した後、自宅待機している間においても事業主により給与が支給され、船員保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、申立人が陸軍軍属船員として徴用されていた期間が分かる資料が確認できない上、申立人が自宅待機していたことを知り得る同僚についても不明であるため、申立人の当該期間に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年3月まで

国民年金の加入手続は父親がしてくれたと思う。保険料は母親が私と弟の分を一緒に集金人に支払ってくれたのを覚えているので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父親及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、当時の状況は不明である。

また、市の国民年金被保険者名簿には申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無く、オンラインの記録と一致しているほか、申立人の氏名の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の弟についても、申立期間は未加入期間及び未納期間であることが確認できる。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1961 (事案 1349 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月9日から29年3月1日まで
前回の申立てでは、厚生年金保険の記録の訂正は認められなかったが、今回、私が申立期間にA社(現在は、B社)に勤務していたことを、同僚に証明してもらったので、申立期間について再度調査し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間にA社において被保険者であった複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、いずれも申立人の勤務時期等については記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供述を得ることはできなかったこと、ii) 申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和27年2月9日と記載されており、オンライン記録と一致していること、iv) 申立人の年金手帳の厚生年金保険記録における「被保険者でなくなった日」欄の記入について年金事務所に照会したところ、「社会保険事務所(当時)が、当該欄について記入することは無い。」との回答があったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は新たな資料として、同僚が記載した、申立人が申立期間においてA社に勤務していたとする証明を提出しているこ

とから、当該同僚に聴取したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述は得られなかった。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。